

習志野市債権回収等業務委託
プロポーザル募集要項

1. 趣旨

「習志野市債権回収等業務委託」は未収債権を対象として、極めて高い専門的知識及び資格職として様々な権限を有する事業者、債権回収等の業務を委託することにより、未収債権の回収強化を図り、市民負担の公平性の確保及び未収債権の縮減を目指している。

本要項は、本業務委託の執行にあたり、履行能力、実績(ノウハウ)等のほか、習志野市が有する債権の適正管理に寄与する、より効率的・効果的な提案を有する者を契約候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めたものである。

2. 概要

(1) 委託業務名

習志野市債権回収等業務委託

(2) 業務内容

別紙「習志野市債権回収等業務委託仕様書」のとおり

ただし、仕様書を超えるより良い提案がある場合は、その提案を妨げない。

(3) 履行場所

① 習志野市役所(習志野市鷺沼2丁目1番1号)

② 受託者の事務所

③ 裁判所

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

それ以降は、業務実態や実績を考慮し、最長令和10年3月31日まで単年度契約による更新を可能とする。

ただし、債権回収等業務委託事業費予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

(5) 提案上限額

8,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3. 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格を有する者は、応募書類提出日時時点で次の要件を全て満たす者とする。

(1) 習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に登載されていること。

(2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第8条に規定する弁護士又は同法第30条の2の規定による弁護士法人(以下「弁護士等」という。)であり、同法第57条のいずれかに規定する懲戒を現に受けていないものであること。

(3) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置及び習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を本募集要項の公開日から契約締結の日までの間に受けていない者であること。

(4) 所得税法(昭和40年法律第33号)、法人税法(昭和40年法律第34号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

(5) 事業者の過失により生じた市の損害を補償する賠償責任保険に加入又は加入申込みをしていること。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
- ② 本委託業務の契約候補者決定の日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りにした者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がされていない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者
- ⑥ 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は団体に属する者

4. 主なスケジュール

日 程(予定)	内 容
令和6年12月25日(水)	募集要項の公表
令和6年12月25日(水)から令和7年1月10日(金)まで	質問受付期間(事業者⇒市)
令和6年12月25日(水)から令和7年1月21日(火)まで	参加申込及び提案書等提出期間
令和7年1月17日(金)	質問の回答(市⇒事業者)
令和7年1月29日(水)	提案書に係る質問(市⇒提案者)
令和7年2月5日(水)	質問の回答(提案者⇒市)
令和7年2月21日(金)	選定結果通知及び公表
令和7年4月1日(火)	契約締結

5. 参加申込及び提案書等の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次の必要書類を提出期間内に提出すること。

(1) 必要書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 類似業務の契約実績書(様式第2号)
- ③ 配置予定弁護士の経歴及び実績書(様式第3号)
- ④ 納税証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)
直近年度分の国税(所得税、法人税又は消費税)及び市税(市県民税又は法人市民税)の納税証明書
- ⑤ 弁護士等であることを証明する書類(提出日前3か月以内に発行されたもの)
 - ア. 弁護士の場合は、弁護士登録証明書
 - イ. 弁護士法人の場合は、登記事項証明書及び配置予定弁護士の弁護士登録証明書
- ⑥ 賠償保険等の加入状況に係る書類
不測の事態に対応するための賠償保険や受託業務に係る保険その他諸種保険について、加入状況又は加入申込みが確認できるもの

⑦提案書

次の順に綴ること。

- ・提案書表紙(様式第4号)
- ・提案書(任意様式)
- ・債権回収業務の受託実績表(様式第5号)
- ・提案価格書(様式第6号)
- ・価格内訳書(任意様式)

(2)提出期間

令和6年12月25日(水)から令和7年1月21日(火)まで(必着)

(3)提出方法

持参又は郵送による。

郵送による提出は、書留郵便で提出期間内に必着すること。

持参による提出は、提出期間内(土日祝日及び年末年始(令和6年12月30日(月)から令和7年1月3日(金)まで)は除く。)午前9時から午後5時までとする。

(4)必要部数

前記(1)①～⑥:各1部 ⑦:正本1部及び副本10部

(5)提出先

習志野市 協働経済部 窓口サービス推進室 債権管理課(市庁舎グラウンドフロア)

(6)提案書作成上の注意

- ①提案書の提出は1者につき1提案とする。
- ②用紙のサイズはA4版縦(A3版折り込みも可)、横書きとし、30ページ以内とする。
- ③文字サイズは、10.5ポイント以上とする。
- ④印刷の色は、カラー又は白黒を問わない。
- ⑤使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ⑥提出された提案書がこの要項に適合しない場合は、無効となることがある。
- ⑦書類は、正本のみ商号又は名称を記入し、副本は応募者が特定できないようにする。

(7)提案書の記載内容

提案書は、仕様書の内容を踏まえながら、次の提案項目に沿って作成すること。

区分	提案項目	内容
方針	基本方針及び実施方針	・本業務における基本方針及び実施方針
体制	債権回収等の手法	・債務者の実状に沿った対応 ・納付する意思がない場合の対応 ・債務者と連絡が取れない場合の対応 ・福祉的配慮等により、債権回収することが妥当でないと判断した場合の対応
	コンプライアンス等	・トラブル防止及び発生時の対応方法 ・個人情報保護に対する体制及び取組 ・その他コンプライアンスに係る体制及び取組

計画	契約後の業務実施スケジュール
追加提案	債権回収及び滞納整理に関するその他有益な提案

(8) 提案価格書作成上の留意事項

- ① 提案価格書に記載する金額は、提案書に記載する内容に対して必要な費用を全て含めること。また、別途価格内訳書を添付すること。
- ② 消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(9) 提出上の注意

- ① 提出方法以外の提出及び提出期間を経過した場合は、受付しない。
- ② 提出後の書類の変更は一切認めない。提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合も補充することはできない。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 提出から契約締結までの間に次の事項が判明した場合は、失格とする。
 - ・参加資格を満たさない者が書類を提出したとき
 - ・提出書類に虚偽の記載がされているとき
 - ・審査の公平性を害する行為があったと認められるとき
 - ・提案額が提案上限額を超えているとき
 - ・その他、習志野市債権回収等業務委託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が不適格と認めたとき
- ⑤ 参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を提出すること。

6. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年12月25日(水)から令和7年1月10日(金)まで

(2) 提出方法

- ① 質問書(様式第8号)は、Microsoft Wordにて作成すること。
- ② 電子メールにより提出することとし、送付の際の件名は「プロポーザルに関する質問」とすること。(メールアドレス: saiken@city.narashino.lg.jp)
- ③ 電話、当部署窓口、郵送及びFAXによる質問又は問い合わせには応じない。

(3) 質問に対する回答

令和7年1月17日(金)に本市ホームページに掲載する。

7. 審査

(1) 選定委員会

契約候補者の選定は、選定委員会において行う。

委員は以下のとおり。

委員長	協働経済部長
-----	--------

副委員長	窓口サービス推進室長
委員	協働経済部次長
委員	税制課長
委員	債権管理課長
委員	財政課長
委員	法務課長
委員	健康福祉政策課長

(2) 選定方法

選定委員会が、提出された書類に対して審査を行い選定するものとし、プレゼンテーションは実施しない。提案書等を基に評価採点を行い、最も点数が高い提案者を契約候補者として選定する。

① 評価基準

評価項目	主な評価点	配点
業務実施方針	・本業務の目的、内容等を理解しているか ・基本となる考え方が適切か	20点
業務実施体制	・債権回収等の手法は適切か ・コンプライアンス等に係る体制及び取組は適切か	20点
業務実施計画	・スケジュールが無理なく実施可能か	10点
受託実績	・類似業務において、十分な債権回収実績を有しているか	30点
債権回収及び整理に関するその他有益な提案	・業務の目的を達成するために、積極的な意見及び提案がなされているか	30点
合 計		110点

② 評価選定

- ・選定委員会の定める最低評価点数(合計点数が満点の7割)に満たない提案者は、契約候補者として選定しない。
- ・最も点数が高い提案者が複数ある場合は、提案価格の安い者を契約候補者とする。
- ・審査内容についての質問は受け付けない。

(3) 市からの質問

審査にあたり、市から提案者に対し質問することがある。

令和7年1月29日(水)までに電子メールにて質問書を送付するので、令和7年2月5日(水)までに電子メールにて簡潔に回答すること。

8. 選定結果の通知及び公表について

選定結果については、令和7年2月21日(金)に参加者に通知するほか、全参加者(辞退者を除く。)の商号又は名称及び評価点を市ホームページで公表する。

審査及び選定結果に関する問い合わせには応じない。

9. 情報公開

本プロポーザルに提出された提案書等の書類は、法人又は個人の著作物であっても「習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)」に基づき情報公開の対象となるため、情報公開請求があった場合は、同条例第8条各号に定める非公開情報が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの契約候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開となる。

10. 契約協議及び契約

- (1)市は、選定した第1位契約候補者と契約締結交渉を行うものとする。
- (2)第1位契約候補者が前記失格条項に該当すると認められた場合又は市と契約締結交渉が不調となった場合は、評価順位の上位の者から順に契約締結交渉を行う。
- (3)選定後に応募者の参加資格を満たさなくなった場合、実施体制が著しく変わった場合等は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。
- (4)本プロポーザルは、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、習志野市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為を含む。)、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

11. その他

本プロポーザルに参加する費用は、全て事業者の負担とする。

提案書等提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

12. 問合せ先及び担当(事務局)

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎グラウンドフロア

習志野市 協働経済部 窓口サービス推進室 債権管理課

電話番号 047-453-7358

電子メール saiken@city.narashino.lg.jp